

学校法人聖園学園評議員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖園学園（以下「法人」という。）の評議員の報酬及び旅費の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(評議員の定義)

第2条 評議員とは、法人の寄附行為第5条第2項に定める評議員をいう。

(報酬)

第3条 評議員の報酬の額は、会議出席1回につき8,000円とする。ただし、この法人の職員である評議員の報酬の額は、会議出席1回につき4,000円とし、法人事務局職員には支給しない。

(報酬の支給)

第4条 評議員の報酬は、会議出席（これに準ずる場合を含む。）の都度支払うものとする。

(旅費の支給)

第5条 評議員が職務により旅行した場合は、その旅行について旅費を支給する。
2 前項の規定により支給する旅費については、聖園学園短期大学の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この規程は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。